

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和5年3月1日実施)

市民学習センター

調査事項	収入について
指摘事項	講座受講料について、市の収入金ではない講座教材費を、市の収入金の講座受講料として納入していたものが見受けられたため、倉敷市財務規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>誤って市の収入金とした講座教材費につきましては、速やかに財務会計上の還付手続きを行い、令和5年3月22日に正当な納入先に支払いを完了しました。併せて、同様の事務を行う他の地区公民館に本件を情報提供し、適正な事務の徹底を指示いたしました。</p> <p>今後は、複数の職員で納入前に確認を行うなどの対策を講じ、倉敷市財務規則等関係規程に従い適正に事務処理いたします。</p>